

ステートストリート・ ゴールドファンド(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/その他資産(商品)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

＜委託会社＞ [ファンドの運用の指図を行う者]

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第345号

＜ファンドに関する照会先＞

ホームページアドレス www.ssga.com/jp

電話番号 03-4530-7333 お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00

＜受託会社＞ [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

-
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ステートストリート・ゴールドファンド(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月20日に関東財務局長に提出しており、2023年11月21日にその効力が発生しております。
 - ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は表紙に記載の＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、表紙に記載の＜ファンドに関する照会先＞までお問い合わせください。
 - 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関する投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
-

＜ファンドの商品分類および属性区分＞

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
追加型	海外	その他資産(商品)

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(商品))	年1回	グローバル	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社:ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

設立年月日:1998年2月25日

資本金:310百万円(2024年2月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:3,587,060百万円(2024年2月末現在)

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」への投資を行うと共に、その投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、金地金価格を示す「LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)」の円ヘッジベースの動向を反映する投資成果の獲得を目指します。

ファンドの特色

1 金地金価格を示す「LBMA午後金価格」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す金現物拠出型上場外国信託を主要投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

●金地金価格を示す「LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)」^{※1}の動向を反映する投資成果の獲得を目指す金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」^{※2}を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

●「LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)」の円ヘッジベース^{※3}を参考指標とします。

※1 正式名称は、「LBMA Gold Price PM」といい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)が、午後決め値として公表する1トロイオンス当たりの米ドル建ての金価格です。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。

※2 正式名称は、「SPDR® Gold Shares」といい、「SPDR® ゴールド・トラスト(正式名称:SPDR® Gold Trust)」の受益権を表章しています。

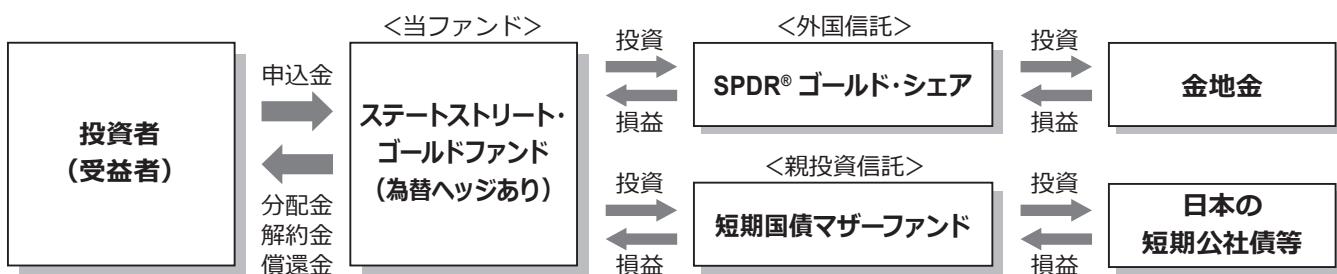
※3「LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)」の円ヘッジベースは、LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)を指数化し、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出したものです。

2 「SPDR® ゴールド・シェア」の投資金額相当額の米ドルについて、原則として為替ヘッジを行います。

●「SPDR® ゴールド・シェア」の投資金額相当額の米ドルに対して原則として為替ヘッジを行います。そのため為替変動による影響(為替変動リスク)は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み



主な投資制限

1. 金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」および短期国債マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎決算時(8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

〈分配金に関する留意事項〉

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

投資対象とする外国信託およびマザーファンドの概要

金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」

商品性と仕組み	金地金価格を示す「LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管(他の金地金と分離して専用保管)されます。
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで
分配金	受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません。
信託費用	純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額
設定日	2004年11月12日
管理会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC)
信託受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービスング (BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)
マーケティング・エージェント	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー (State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)
カストディアン	エイチエスピー・バンク・ピーエルシー (HSBC Bank plc) JPモルガン・チエース銀行(JPMorgan Chase Bank, N.A.)

短期国債マザーファンド

運用の基本方針	主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得をめざして運用を行います。
主要投資対象	日本の短期公社債等
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・満期1年以内の日本の国債を主要投資対象とします。・公社債の組入比率は原則として高位を維持します。

※投資対象とする外国信託およびマザーファンドの詳細な内容は投資信託説明書(請求目論見書)をご確認ください。

2.投資リスク

当ファンドは、主に金現物拠出型上場外国信託への投資を通じて、実質的に金地金に投資を行い、また投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図りますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

基準価額の変動要因

金地金価格変動リスク	一般に、金地金の指標価格は金の需給関係や為替、金利の変動など様々な要因により大きく変動します。また、組入れている金現物拠出型上場外国信託は、金地金の指標価格の変動等の影響を受けて変動します。このため、当ファンドはその影響を受け、組入れている金現物拠出型上場外国信託の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
流動性リスク	投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするため実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスクなどがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるのものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本(円)と投資対象国(ヘッジ対象通貨)の短期金利差に相当します。日本(円)よりも投資対象国(ヘッジ対象通貨)の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。
ファンド・オブ・ファンズ方式のリスク	当ファンドの信託期間終了前に、主要投資対象とする金現物拠出型上場外国信託が存続しないこととなった場合や組入ができなくなった場合には当ファンドは繰上償還となります。また、投資対象が上場投資信託の場合は、上記の流動性リスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

※上記リスクの記述は一部簡略化しておりますので、より詳細な内容は投資信託説明書(請求目論見書)をご確認ください。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

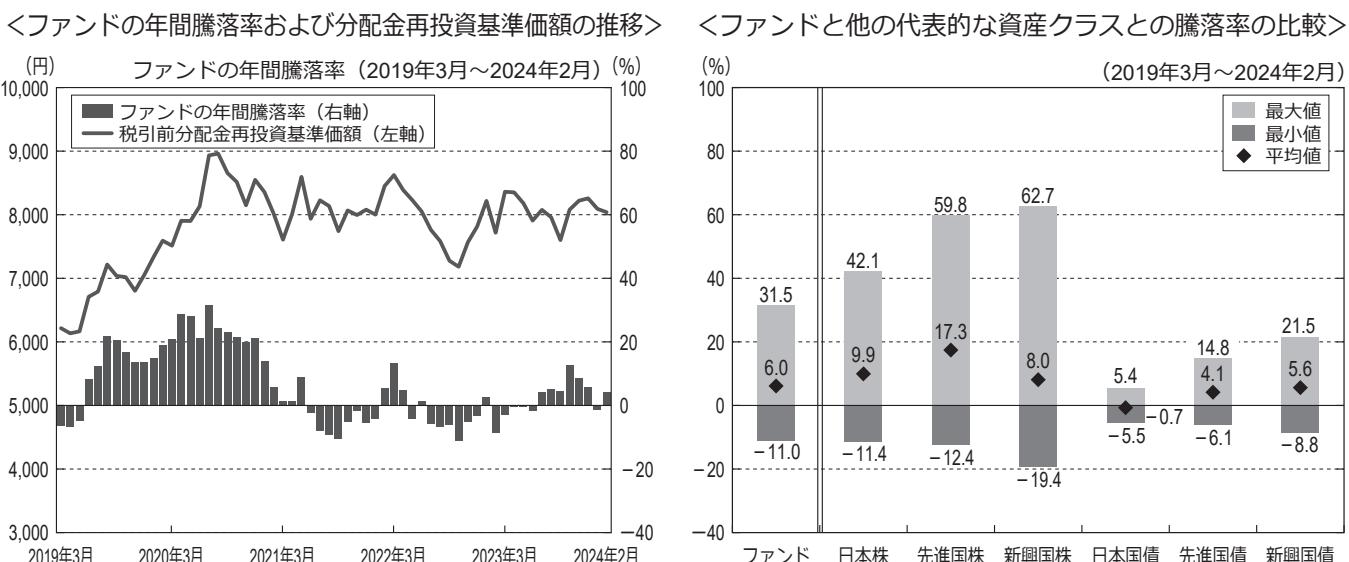
リスクの管理体制

- 運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対参考指数の超過リターンの算出と要因分析を行います。コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2024年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・上記の右グラフは、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
- ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- ・上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※代表的な資産クラスを表す指数については、最終ページにてご確認ください。

3.運用実績

(2024年2月29日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

＜基準価額・純資産総額＞

基準価額	8,038円
純資産総額	7,129百万円

分配の推移

決算期	分配金
第7期 (2019年8月20日)	0円
第8期 (2020年8月20日)	0円
第9期 (2021年8月20日)	0円
第10期 (2022年8月22日)	0円
第11期 (2023年8月21日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

(現金物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」の資産の状況)

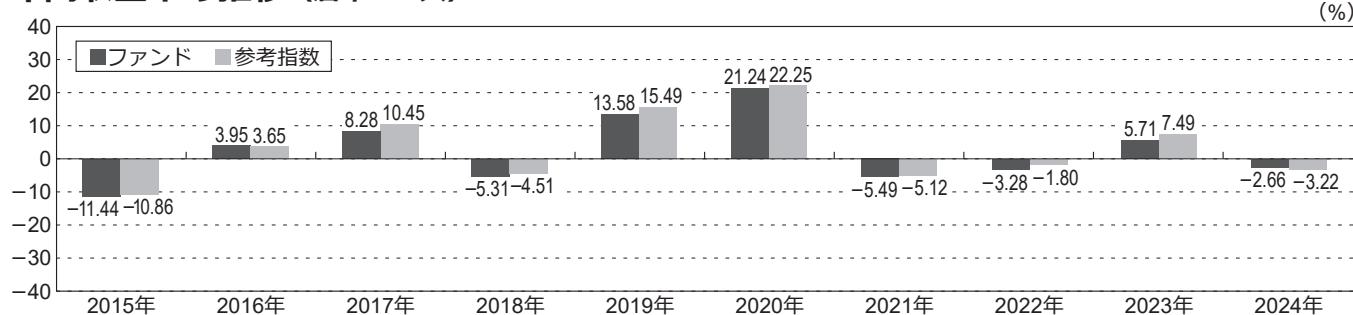
(2023年9月30日現在)

資産の種類	国名(注1)	時価合計(注2)	運用比率
金	ロンドン(英国)	HSBC(ロンドン) 24,471,079,607ドル (3,582,566,054,465円)	46.59%
		JPM(ロンドン) 26,695,515,662ドル (3,908,223,492,917円)	50.83%
	ニューヨーク(米国)	JPM(ニューヨーク) 1,372,565,420ドル (200,943,577,488円)	2.61%
小計		52,539,160,689ドル (7,691,733,124,870円)	100.03%
現金	該当なし	0ドル (0円)	0%
その他の資産 (負債控除後)		-17,892,656ドル (-2,619,484,838円)	-0.03%
合計 (純資産総額)		52,521,268,032ドル (7,689,113,639,885円)	100%

(注1)物理的な所在地を記載しています。

(注2)時価合計には、金の未収入金を含みます。

年間收益率の推移 (曆年ベース)



※2024年のファンドと参考指標の年間收益率は年初から2月末まで算出しています。

※基準価額と同一基準のデータを取得できないため、設定時以前の参考指標の收益率は記載していません。

※年間收益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記の参考指標の情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位にて受け付けます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位にて受け付けます。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
購入・換金申込不可日	ありません。
申込締切時間	原則として、販売会社の毎営業日の午後3時※までとします。 ※2024年11月5日より東京証券取引所の取引時間が午後3時30分までに変更される予定です。これにより、ファンドの申込締切時間が変更される場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2023年11月21日から2024年11月20日まで ※当該申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信託期間	無期限(信託設定日:2012年11月8日)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 なお、主要投資対象とする外国信託が存続しないこととなった場合や組入ができなくなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
決算日	毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ※当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は、5,000億円です。
公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に委託会社は交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
ファンドの略称	SSゴールド ※日本経済新聞の「オープン基準価格」欄に記載される当ファンドの略称です。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.2%(税抜2.0%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 ※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に 年率0.495%(税抜0.45%) の信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末(当日が休業日の場合は翌営業日とします。)または信託終了のときに、信託財産中から支払います。 (信託報酬率の配分(税抜))		
	支払先	信託報酬率(年率)	役務の内容
	委託会社	0.10%	委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	0.32%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
(注)金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」において、別途、信託管理報酬等として純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で 年率0.895%程度 となります。			
信託管理報酬等には、(1)スポンサーに支払われる手数料、(2)トラスティーに支払われる手数料、(3)カストディアンに支払われる手数料、(4)マーケティング・エージェントに支払われる手数料、(5)印刷代、郵送代、弁護士報酬、監査報酬、登録料等を含むさまざまな信託管理費用が含まれます。なお、この信託管理報酬等は、将来変更される可能性があります。			
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査費用・信託財産に関する租税・信託事務の処理に要する諸費用等		

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約) および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2024年2月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜参考情報＞ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.91%	0.89%	0.02%

※対象期間は2022年8月23日～2023年8月21日です。

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※投資先ファンドについては、入手し得る情報を基に記載しています。

※投資先ファンドにかかる費用は、運用管理費用に含まれています。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指標

日本株:TOPIX(東証株価指数、配当込み)

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したもので。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したもので。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したもので。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、同指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

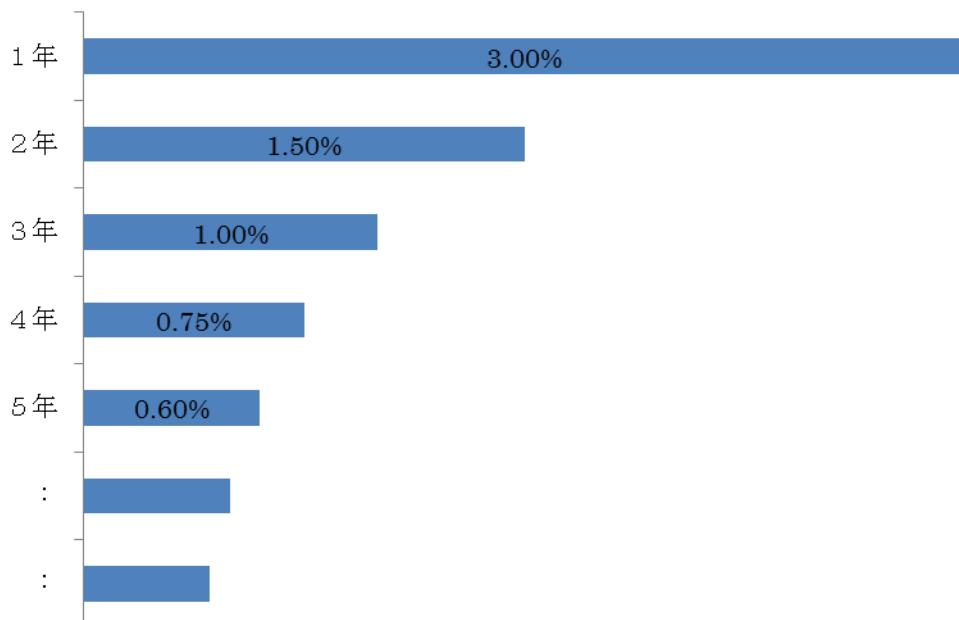
このページは、株式会社ゆうちょ銀行からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

投資信託の購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくのですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜き)の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率(税抜き)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書等でご確認ください。

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ✓ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

投資信託のリスクについて

- ✓ 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ✓ 投資信託は預貯金と異なります。

投資信託の手数料などの諸費用について

- ✓ 購入時手数料（申込手数料）、運用管理費用（信託報酬）などお客さまにご負担いただきます諸経費の合計額、および種類毎の金額については、実際のお申込金額等に応じて異なる場合がありますので、事前に表示することができません。

投資信託のリスク、手数料などの諸費用については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

投資信託に係る金融商品取引契約の概要

当行は、投資信託の販売会社として、投資信託の募集の取り扱いおよび買取り、投資信託受益権に係る振替業ならびにこれらに付随する業務を行います。

なお、日本郵便株式会社は、当行の委託を受けて金融商品仲介業を行いますので、日本郵便株式会社でお受けした投資信託に関するお申し込みは、同社から当行に媒介されます。

登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく業務であり、当行においてファンドのお取引を行う場合は、次によります。

- ・ お取引に当たっては、投資信託口座および振替決済口座を開設します。
- ・ お取引に係る購入代金および手数料その他の諸費用等は、当行所定の方法により、決済口座の現在高のうち購入代金等に充てる金額を指定する取り扱いをしたうえで、当行所定の日に払い戻します。
- ・ お取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客さまに送付します。

当行の苦情処理措置および紛争解決措置

当行の苦情処理措置および紛争解決措置においては、当行の加入する日本証券業協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター、または一般社団法人全国銀行協会の全国銀行協会相談室を利用することにより解決を図ります。

証券・金融商品あっせん相談センター		全国銀行協会相談室	
電話番号	0120-64-5005	電話番号	0570-017109 または03-5252-3772
受付時間	9:00~17:00 (土・日・休日、12/31~1/3を除く)	受付時間	9:00~17:00 (土・日・休日、12/31~1/3を除く)

当行の概要

商号等	株式会社ゆうちょ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第611号
本店所在地	〒100-8996 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
加入協会	日本証券業協会
資本金	3兆5,000億円
主な事業	銀行業務、登録金融機関業務
設立年月日	平成19年10月1日
対象事業者となるいる認定投資者保護団体	ございません。
連絡先	投資信託コールセンター（電話番号0800-800-4104：通話料無料） [受付時間：平日9:00~18:00（土・日・休日、12/31~1/3を除く）] なお、お近くの株式会社ゆうちょ銀行の営業所または投資信託のお取り扱いをする日本郵便株式会社の郵便局にご連絡いただくこともできます。

※ この補完書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、この補完書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。

※ この補完書面の情報の作成主体は、株式会社ゆうちょ銀行であり、作成責任は株式会社ゆうちょ銀行にあります。